

○厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、番号法の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 番号法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 別表の機関の欄に掲げる機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務
- (2) 市長又は教育委員会が行う番号法別表第2の事務の欄に掲げる事務

2 別表の機関の欄に掲げる機関は、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含

む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号、第2項、第3項ただし書及び第4項（第2項に係る部分に限る。）の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第24号で平成29年5月30日から施行)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(平29条例5・令元条例9・一部改正)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組

法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付の支給に関する情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による援護に関する情報、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による給付の支給に関する情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）による特別遺族給付金の支給に関する情報又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支

給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当に関する情報又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(5) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する

費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(6) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

(7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）による年金である給付に関する情報、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金に

に関する情報又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(8) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

(9) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

(10) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報又は雇用対策法（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(11) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって規則で定めるもの

(12) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅

		<p>費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(13) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号)による神奈川県在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>厚木市母子等福祉手当金支給条例(昭和48年厚木市条例第10号)による母子等福祉手当金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>厚木市心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年厚木市条例第12号)による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付関係情報で</p>

		<p>あつて規則で定めるもの</p> <p>(5) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(6) 児童福祉法による医療に関する給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
5	市長	<p>厚木市母子家庭等児童就学祝金支給規則(昭和51年厚木市規則第12号)による母子家庭等児童就学祝金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p>
6	市長	<p>厚木市母子家庭等家賃助成条例(昭和54年厚木市条例第11号)による母子家庭等の家賃の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>(1) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 中国残留邦人等支援給付関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p>
7	市長	<p>厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年厚木市条例第23号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>(1) 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p>



	て規則で定めるもの	<p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 厚木市心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
8 市長	厚木市子どもの医療費助成に関する条例（平成7年厚木市条例第14号）による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 厚木市心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者の医療費の助成に関する情報又は厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>

<p>9 市長</p>	<p>厚木市心身障害者福祉手当支給条例（昭和48年厚木市条例第11号）による厚木市心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当に関する情報又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 介護保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>10 市長</p>	<p>子育て日常生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>